

平成27年2月26日

第5回

文京区立誠之小学校改築基本構想 検討委員会会議録

文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会会議録

平成27年 第5回

日時：平成27年2月26日（木）午後6時30分

場所：文京区立誠之小学校 図書館

「出席」	委員長	田中芳夫
	副委員長	竹田弘一
	委員	宮崎知明
	委員	笹沼健一
	委員	鮫島明良
	委員	澁木禧雄
	委員	松尾紀彦
	委員	小倉芳彦
	委員	諏訪勉
	委員	中西薫
	委員	西田義貴
	委員	田村純子
	委員	熱田直道
	委員	鵜沼秀之
	アドバイザー	西出和彦
「欠席」	委員	森本武志
	委員	北島陽彦
	委員	竹越淳
「説明のために出席した教育推進部職員」	副参事	吉谷太一
	施設係長	木村健
	主事	山崎博
	主事	須田浩史

平成27年

第5回 文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会

平成27年2月26日（木）午後6時30分

場 所 文京区立誠之小学校 図書館

次 第

- 1 前回検討内容の確認
- 2 報告書（素案）について
- 3 その他

○事務局（吉谷） では、定刻になりましたので始めさせていただきます。

ただいまより第5回誠之小学校改築基本構想検討委員会を始めさせていただきます。

まず、本日の委員の出欠状況の御報告と配付資料の御確認をいたします。

委員の出欠状況につきましては、北島委員と竹越委員から欠席の御連絡をいただいております。

また、森本委員と宮崎委員が遅れているようですが、この後いらっしゃるものと思われます。

次に、本日の資料につきまして、確認いたします。

次第と資料第13号につきましては、送付させていただきました。

また、本日は、前回御指摘いただきました資料第12号について差し替えということで御用意いたしましたので、席上にお配りしております。恐れ入りますが、配付している資料と差し替えをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

お手元の資料で何か不足はないでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、本日、第4回検討委員会の議事録を席上に配付しております。内容を御確認いただきまして、御意見等がありましたら3月6日の金曜日までに事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

これより進行は、田中委員長をお願いいたします。

○田中委員長 皆様こんばんは。またあいにくの雨になりましたが、ぜひ活発な御議論と円滑な進行への御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、次第にございますように、報告書の素案ということで、たたき台をつくりましたので、それを後ほど御確認いただくということになりますが、前回の御確認をしていただいた上で進められればと思います。前回は、第4回になりますが、仮校舎等についてということで御協議をいただいたところです。具体的には、仮校舎の位置や、工事期間中の体育館やプールの使用方法など、工事の進め方についても事務局から説明があり、具体的な案1から案3までということでイメージを持っていただきながら御協議いただきました。あとは、校舎配置のメリット・デメリットということで資料第9号ー2や、仮校舎建て替え工事に関するメリット・デメリットということで資料第10号ー2等、それぞれ御確認いただいた上での御協議をいただいております。

何点かございますが、まず、工事車両の動線をどうしたらいいだろうかという御意見を中西委員、諏訪委員、小倉委員からいただきました。周辺は、生活道路が基本的に多くて、工事車両の通過はどうするのかというところも、児童や周辺の住民の方の影響を可能な限り軽減していくことが重要であるということの共通認識ができたと思っております。

それから、仮校舎についてですが、澁木委員から、小学校に入らずと仮校舎かという御指摘もございました。児童への影響等を考え、また、鮫島委員から仮校舎の配置の位置についての御指摘もいただいた上で、西出アドバイザーから、工事や仮校舎という途中のプロセスというのをどう描くかというところと、最終的な形がどうなるのかを選んでいくかというところが最終的な決め手になるのではないかという御助言をいただいたところです。

また、校庭についてですが、工事期間中の運動場はどうするのかというような御質問を西田校長からいただき、トラックの形状についても、御指摘をいただいたところです。

いずれにしても、工事期間中は、近隣の小中学校等の運動場を使用できるように今後協議をしてまいりたいと思います。

最終的な確認としては、案1から案3までというのをご覧いただき、どの案を選ぶということではなく、いずれの案であっても、メリット・デメリットが必ずあって、その辺を御理解いただいた上で、この辺のエリアで校舎をつくっていく。あるいは仮校舎をつくっていくというところでの御理解、共通認識を図れたのかなと思っております。これが大きな1点でございます。

その後、駆け足になりましたが、給食室の考え方や、プロポーザルについての御説明をして、一定の御理解をいただいて、本日全体の一通りの協議が終わったということで報告書の素案を整理させていただいたところです。

それで、報告の素案という形になっておりますが、この委員会の役割なのですが、この次にありますのは、プロポーザルということで、設計をしていく業者を選んでいく流れに入っております。ですから、この委員会は、この設計図でいくとか、この案でいくとかというものではございません。このエリアぐらいにつくっていくことがいいのではないかというようなこと。それから、絶対この辺は注意していかなければならないというような注意事項等を盛り込んでいくというところで、最終的に報告書をつくるということです。この次のステップには、いよいよ設計の業者を選ぶというプロポーザルとなります。その際には、何回も申し上げたとおり、また地域の皆様に入ってきて、プロポーザルのやり方については

改めて御案内をして進められればと思っております。

こんなところでよろしいでしょうか。前回及びこの委員会の位置づけの確認なのですが。

よろしければ、早速、報告書（素案）の説明を事務局からしてもらいたいと思います。では事務局お願いします。

○事務局（山崎） こんばんは。事務局の山崎です。

報告書（素案）が昨日できあがりまして、遅くなりましたが、お配りさせていただきました。本日はこの報告書（素案）につきまして、私のほうで読み上げて皆様に御確認いただければと思っているところです。

※以下、資料第13号の内容全文を読み上げる。

○事務局（山崎） 報告書（素案）の読み上げは以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。ほぼ30分かかりました。一応読み上げをしております。ご覧いただきたいのは、めくっていただいて、資料第3号ー1、それから資料第3号ー2です。誠之小学校の新しい新校舎等の配置図ということで、前回までに御協議いただいたように3案ぐらい考えられますが、どの案もメリット・デメリットがあるということで、大体このエリアを使って建てていくことになるだろうということで、エリアだけ描いてあるということになります。

裏面に、現状の資料第3号ー2ですが、現校舎の配置図、それから、仮校舎等の配置図ですが、イチョウを囲んで仮校舎をうまく配置していくということで、広くとってあります。この範囲で仮校舎を置くという案内図になっているということでございます。

私たちの目で事前には、若干見てはいるのですが、少し誤字等もあったりしますが、全体を通して、今日見てこの場でというのは、なかなか難しいとは思いますが、お気づきの点、あるいは御意見をいただければと思います。では、どうぞ。

○鮫島委員 まず、1ページ目の4行目の「改築がかねてより懸念となっていた」という文言は少しおかしいかなと思います。

○田中委員長 これ「懸案」の間違いだと思います。

○鮫島委員 それと、その3つ目のパラグラフの「このような状況を鑑み」でなく「状況に鑑み」ですよね。

○田中委員長 そうですね。これは「に」です。

○鮫島委員 5 ページ目の2の体育館及びプールの整備方針の最後の2行目の「配置やレイアウト」というのは、全く同じことなのかなと。

○田中委員長 ああ、本当ですね。

○鮫島委員 6 ページ、7 ページの、「重要である」というのがかなり並んでいるというのと、「望ましい」と何が違うのか。文言の統一というか。

○田中委員長 説明を求めたいと思います。まず事務局から「重要である」と「望ましい」の書き分けをしてあるのが気になるということですが、何が違うのか。

○事務局（山崎） 事務局です。

「重要である」という文言については、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なものという形の位置づけとして書かせていただいております。

また「望ましい」につきましては、より安全により快適に利用できるように備えることが望ましいものとして「望ましい」という表現を使わせていただいたところです。

一応、小学校施設整備指針というのがございまして、この中で書き分けが以上のような形で記載されているもので、それに準ずる形として今回の報告書でもそういった使い分けをさせていただきました。

重要であるというのは、やっていきましょう。これが特に重要ですよということで、望ましいというのは、重要というまではいかないけれども、できればこういう機能があつたほうが学校がよりよくなりますよねということで記載させていただいている部分と考えております。以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。

ニュアンスが、あえて違うものとして認識をして書き分けているということで、「重要である」というのは、基本的には、これが必要だという意識を持ってということで、「望ましい」は、できれば、この条件でいければなという、そういうニュアンスの違いがあるということです。どうぞ。

○小倉委員 いろいろありますが、今日は、1 点に限って素案に対する意見を投げかけます。

2 ページのこの改築の基本理念ということで、その1 が基本構想検討に当たっての考え方という節がありますが、そのまま、そこを読みますと、初めのほうの3行ぐらいはよろしい

のですが、その次、「学校施設は第1校舎、第2校舎及び第3校舎並びに屋内運動場及びプールから成り、大正13年に第2校舎を改築した後、数次にわたり増改築を重ね、現在に至っている」云々とあります。この経過は、この誠之小学校の学校要覧の沿革の概要によるまでもなく、昭和の時代に、親や子あるいは孫に至るまでこの学校で学び、また、町内で校舎の変遷を目の当たりにしてきた者にとっては、この記述では、余りに粗略で誤解を招きかねない書き方だというふうに感じます。

第1に、現在の第1校舎。これは、かつては講堂兼室内体操場があった場所で、ここを底辺としてカタカナの「コ」の字型に腕を伸ばした2階建ての木造校舎がありました。これらを取り壊して4階建てとしたのが昭和36年、1961年ですから、第1校舎というのは、校舎としては最後発なわけです。新しいといっても、それから60年はたっておりますが、それが第1校舎です。

次に、第2校舎ですが、かつての講堂の奥の西側に短い渡り廊下がありまして、鉄筋コンクリート造の新校舎もありました。傾斜地の段差を利用した地下1階、地上2階の第2校舎であります。完成したのは、関東大震災翌年の大正13年、1924年ですから、木造の校舎に押し込められていた低学年の生徒からすれば、うらやましい新建築でありました。

第3に、第3校舎というのは、戦後ベビーブーム時代が到来して、学童数が6学年合わせて2,500名を超えたために、昭和33年、1958年に第2校舎の南側に建て増しされた校舎であります。4階建ての第1校舎が完成したのは、その3年後のことです。これが経過であります。

以上の3つの校舎の中で、先ほどの震災後に建った第2校舎には、独自の特色があることを最近知りました。御承知かと思いますが、関東大震災の大災害の中でも誠之の木造校舎は被害を免れましたが、下町方面の小学校117校は全焼しました。震災後、東京市は、鉄筋コンクリート造の復興小学校計画を推進します。ところが、誠之の鉄筋コンクリート造の第2校舎は、それとは別に、震災以前から設計されており、東京市の復興小学校の設計とは規格が少々異なっているということです。そのことを教えてくださったのは、復興小学校研究会メンバーの方々でありまして、ここにその報告書がございます。

メンバーの御指摘によりますと、誠之の第2校舎は、「現存する震災前の鉄筋コンクリート造小学校建築として唯一である」ということでもあります。このことを基本計画検討委員会の委員の方々に御紹介し、記録にとどめると同時に、報告書にも何らかの形で反映していた

だきたい。

ですから、報告書の1ページの頭の書き出しの「誠之小学校は、大正13年に第2校舎を改築して以降」というような雑駁な書き方もぜひ工夫していただきたいと思います。

もちろん「唯一である」という理由で、何でもかんでも保存するわけにはいかんでしょう。将来に役立つような保存の方法はないか。何らかの知恵でこの「唯一である」特色を生かす方策はないか。そういう注文を出すのも、この基本構想検討委員会の役割だと思います。

この素案の、4ページの(3)地域に開かれた学校づくりの③にも、「誠之小学校の歴史、伝統、校風を保存・継承するような施設整備を行う。」と書かれています。どうかその点を考え、よろしくお願いいたします。

○田中委員長 ありがとうございました。貴重な御意見いただきました。

確かに第1校舎、第2校舎、第3校舎はいずれもそれぞれ生い立ちといいますか、違うものを平板に記載しているというところでは、誠之小学校の、特に第2校舎の部分は、今、小倉委員がおっしゃったような経緯を持っているということでございますので、少なくとも記述としては、盛り込める話だと思います。

それから、御議論いただければと思うのですが、今の小倉委員の説明について何かございましたら、ほかの委員の方よろしいでしょうか。はい。

○西田委員 今の小倉委員の高尚な話ではないのですが、区の方針に当たるところかどうか、あるいは書き間違いなのかもわからないのですが、6ページの特別教室についての④特別支援学級ですが、現在、本校に設置は今されておりませんが、将来的に設置されるということになっているわけではないと私は理解しております。これは特別支援教室という呼び方なのか。あるいは、それを取り出しをする個別学習室のようなものを意味すればいいのか。そのところの表記の仕方にかかっては、訂正したほうがよろしいかなと思いました。

○田中委員長 ありがとうございます。そうですね。現在、こちらにはないのは事実ですし、東京都が予定しているのも特別支援教室でありまして、拠点校をつくって、そこから専門指導員を配置するというスキームになると思いますので、これは、御指摘のとおりでございます。訂正をさせていただきたいと思います。

○西田委員 今、特別支援教室という言い方は、第3次の都の計画の中で使われている言葉ですが、この特別支援教室とうたうと、具体的には配置される教員とか、そういったものが全部連動してくると思うんですね。ですから、表記の仕方も変えていく必要があると思いま

すし、ここには、特に書かれておりませんが、むしろそれであるならば、教育相談室であるとか、個別学習室であるとか、言葉はわかりませんが、そういったようなニュアンスで示されているほうがよろしいかなと思いました。

それから、同じ6ページのこの⑦の図画工作室のところですが、理科室や家庭科室にもいわゆる水回りがあるわけで、ここを特化して書く必要が何かあったのか。

○田中委員長 確かにそうですね。済みません。少なくとも表記は変えたいと思います。変える必要があると思います。

○西田委員 あとはもっと細かい点ですが、9ページの上から3行目、ここだけ「生徒」になっているので「児童」と直したほうが良いと思います。

○田中委員長 事務局もかなり苦労してつくってござりまして、御指摘の小倉委員の話はまた改めてしますが、6ページ以降の部分ですが、御議論いただいた内容を踏まえながらも、最初に若干頭の第1節、第2節目は御案内した小学校の施設整備指針、こちらからできるだけ引用してござりまして、その関係で表記が一般論で書かれている部分が先ほど特別支援学級みたいなところが出てしまっているということなんです。逆に言うと、ちゃんとこの小学校の施設整備指針の中からとって、かつ皆様方の御議論を踏まえているという、結構大変な作業をしたということですので、よろしくお願いします。時間がない中でやっております、済みません。

小倉委員の話に戻らせていただきますが、1ページ目の改築の必要性の部分と、ローマ数字のⅢの1の部分ですね。一番大事な、誠之小学校とはこういうものという記述、第2段落あたりのところなのですが、小倉委員の御指摘のこの部分は、加筆といいますか、丁寧に書いていこうと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

もう一つは、御提案の部分ですが、4ページの真ん中辺（3）の③で誠之小学校の歴史、伝統、校風を保存・継承するような施設整備を行うという表記があるところで、何かこの第2校舎の部分の引き継ぎ方というのができるのかどうかという、多分具体的な御提案なのかと思うのですが。

○小倉委員 この項目があることは、③のところに歴史、伝統、校風、六中の場合、歴史、伝統、文化とたしかあったと思うんですけども。

○田中委員長 文化ですか。失礼しました。

○小倉委員 いやいやそうじゃない。六中のは文化だった。文化が校風に変わったところが、

また区の方針があるのだらうと思うのですが、校風というのは、一体どうやって形成され、維持されるのか。これは難問ですから、私がとやかく言えることではないのですが、あくまでも卒業生の一人として、また、子や孫が通っている、通わせていらっしゃるこの町内の方々の考え方からすれば、何か祖先を記念するような仕方はないか、それを工夫していただきたいというふうに私としてはボールを投げたわけでございます。

○田中委員長 ありがとうございます。逆に、幸いこの記述があるものですから、この中で、今は報告書の段階ですので、これをどうするということがなかなか議論できないところなのですが、これは、今ここの場所が少なくとも第2校舎に当たるという理解でよろしいですか。

○小倉委員 だけではないと思いますよ。

○田中委員長 ええ、少なくともこのようなつくり。

○小倉委員 全部ですよ。

○田中委員長 私も小倉委員と同じような資料を持っております、そのような記述が整理されているのですが、柱のスパンなどもやや異なっているという記述がありました。

意匠といいますかね。外観のところでは何かそんなことが生かせるのかどうか。これは、この記述があるので、これをもう少し書き込むかという話はあるんですが、この校風というところが、歴史、伝統というところで読めなくはないですが。

少なくともこれは小倉委員からも御指摘がここに、基本構想の検討に当たっての考え方で読み込まれますので、これは非常に大きなことかなと思っております。何か御意見はありますか。

○西出アドバイザー 右のあの丸いあれは柱ですか。

○田中委員長 これは何ですかね。

○西出アドバイザー 構造のスパンから外れているようなものですね。

○田中委員長 これは何ですか。

○鶴沼委員 柱ではないと思います。煙突ですとかダクトの類だと思うのですが。ただ、実際梁に取り付いて垂直方向の構造体を支持するという構造体ではなくて、ただ縦方向に通す必要があるとすれば煙突かダクトの類だと思います。

○田中委員長 そうですね。あるんですね。

○鶴沼委員 ちょっといいですか。小倉委員の御指摘はもっともですし、足りない部分とい

うのは補っていくことができると思うのですが、多分、その御発言の趣旨からすると、今までそういった議論がされてこなかったのも、その視点は検討委員会の報告書の中にも入れたほうが良いと、多分そういうふうを受けとめるべきかなと私は思うんです。

あと、ただし、御発言の趣旨からも、それを一番の最大限の命題とするという意味ではないとは思いますが、どうしてもここまでそのお話にならなかったのは、擁壁の問題ですとか、全体の配置計画の中では、大変歴史のある校舎ではあるものの、ありのままというのが一定、難しいことは、共通課題として進めてきたものの、その部分についてなにがしかのその記述ですとか可能性についても、この検討委員会の報告書の中で触れるべきであるというふうには私は受けとめるべきだと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○小倉委員 今までこの基本構想検討委員会は、まず改築ありというか、現状を変えるということから出発した。現状はどうかというと、素案にありますように、第1校舎、第2校舎、第3校舎と並べて書かれるような浅薄なものではなくて、それこそ90年以上の歴史、その中に層をなしている。そのことをしっかりこの構想委員会としては自覚してほしい。それを残せとか、そのままにしろということ、それは無理です。この教室をそのまま中空に浮かせてくれなんていうことは、恐らくどなたもおっしゃらないと思いますが、そういう歴史の中でできてきた校舎であったということが全く埋没され、新しいほうにばかりに目が向くということは委員会として見識がないというふうに言われても仕方がないと、そういうことです。

○田中委員長 ありがとうございます。どうでしょうか。はい、どうぞ。

○笹沼委員 7ページの避難所、それから、8ページにかけてですが、まず、7のその他の④、西側の門扉を避難所でやる場合に、安全性を配慮して計画することが重要であるということで、今、西門をあけるという線がひとつここに重要であるという立場で載って来たので、少しほっとしているのですが、今度、その上の②番、その他ではなくて、6の避難所機能についての②です。教育区域との動線を分けると。これは好ましいのですが、自分の西側の門を入ってから、一つは体育館に行く、これは避難所ですからね。避難所というのは、要するに運動場を指すとする、運動場までの動線がどういうふうに流れていくのか。構築物がまだ決まっていますが、約8m西側の地べたから上がんなきゃいかんわけですね。その辺はどういうふうになるのか。要するに、今、西側の開かずの門というか、もう階段がふさがっていますが、ああいうようなへばりついたような階段しかできないのか。あるいはエスカレーターをつくるのか、トンネルでもつくるのか。その辺が実際に図面になってみない

とわからないかもしれませんが、今考えて西側の門を入ってからその運動場まで8 mあるんですね。それを考えると、どうやってどういうふうにするのかなというクエスチョンがわくもんで、建物だからできてからでなければわからないというのではなくて、何か案があるならば少し聞きたい。

それから、もう一つは、あそこにへばりついているような階段だと、子供が避難するだけではないんですよね。要するに避難者が荷物を持ってきたり、じいさん、ばあさんをおぶったりなんかして駆け込むわけですね。そういうことを考えると、やはりかなり重要なウェートを占めるのではないかなと思います。

それから、もう一つは、今までの図の中に避難所にかかわる、あるいは地域に配る避難物資ですね。こういうものを取り出しには、ここにはできれば、建物の外からでも内側からでも取り出せるようにというようなことが少し記載されていますが、そういうことを考えると、かなり高低差がある。今もあります、今以上に高低差がはっきりするように受けとめてるんですね。そうすると、どういうふうになるのかなというのがちょっとクエスチョン。そんなにできれば、ここでしゃべらなければ、やはりこのプロポーザルの中でいろいろ討議してもらって、いい案を出してもらいたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、一番下の階から一番高いところまで十何mで、約6階建てぐらいの高さになるんですね。もし体育館の一番下の地下で住んだ人が、この横の高さの前に配られたものを足していくと、そうすると、おおよそ6 mぐらいになるのですが、その居住区というか、体育館だったら、1階という階層にしないのか、考えないのか。私は詳しくはわからないのですが、要するに6階ぐらいになると、通常だとエレベーターの設置というのが義務になっていますね。その辺の考え方。

それから、もう一つは、そのラップ、一番下の体育館、地下の体育館からその建物までが連動しないよと。要するに12 mにならないよという建て方であれば必要ないですが、もしラップしたら、そういうことが考えられるのではないかなと思って、お聞きしたいのですが。

○田中委員長 ありがとうございます。何か今事務局で答えられるものがあればお願いします。

○事務局（山崎） いくつか御質問いただいたところですが、まず、今の体育館の裏、仮に地下に潜るとすれば、上まで6階ぐらいある、それをどうするんだという御質問については、

恐らくバリアフリーの関係もございますし、そういったもろもろの関係で、エレベーターをつけていくというのが今の施設整備のあり方なのかなと考えてございます。当然、そういった動線も含めて、人の移動も計画していくことになります。

その辺、やはり御指摘のとおり、プロポーザルで設計業者を決めますので、どういうプランをつくって、皆様がどういったものを選ぶのか、これから御一緒にやっていければなと思うところです。それが1点ですね。

それと、あと最初に戻りまして、御心配されている西門入ったところの階段はどういうふうにやるのか。段差をどうするのかという御質問ですが、その辺は今回のこの報告書の中には入っていないという気がいたします。それは、これから決めていく敷地の中の話なので、ただそういった高低差がある中での配慮が必要だよというところが、実は、記載させていただいております、地域に開かれた学校づくり、4ページになります。簡単にしか書いてないので、書き方が足りないという御指摘なのかもしれませんが、地域に開かれた学校づくりというところの④「敷地の高低差を生かした計画とし」という、ここら辺で読んでいただくと、敷地を生かした高低差って、敷地をどういうふうに生かしていくのかというのは、これは多分命題だよという、ここで書かせていただいた結論なんですね。その上で、近隣へのプライバシーや騒音を配慮しなければいけないという課題が、この誠之小学校に関してはありますという気持ちで書かせていただいているところでございます。その辺で読んでいただければよろしいのかなという気持ちであります。

○田中委員長 ありがとうございます。

それと、基本的に六中になかったところの避難所機能を敢えてここに書いているのは、御議論で皆さんから寄せられたことと、小学校の施設整備指針も昨年の7月に改定された改正の肝がその部分です。避難所機能の充実というものがございます。

6の②の指摘がございまして、これは確かに少し書きぶりの調整が必要かと思われます。区画が動線で分かれるようにというのは、誤解が生じますし、これ六中で区民施設がありますね。アカデミーというところですね。それと学校施設は、やはり区画しなければいけないのですが、そもそも小学校は避難所指定をされておりますので、こういった表現は誤解を招きますので、御指摘のとおり後ほど調整をさせていただきます。ありがとうございます。

○宮崎委員 8ページ目の7のその他の⑤のところなのですが、ヒマラヤスギは、改築の支障となるためという書きぶりは少し寂しいという感じがしましたが、私の理解では、イチョ

ウもエンジュもヒマラヤスギもすごく大事な木です。この学校にとって非常に大事な木で、いろいろと考えていただいた結果、ただ、出てきた案の中では、どれもやはりどうしてもヒマラヤスギを残す形だと、要はつくれない。だから、これを残すのは非常に極めて難しいのだと、これを3つとも残すやり方はですね。だから、やむを得ず記念保存を図り活用していくという感じで、記述していくのが良いのかなと思います。やはり、この木については思い入れの多い方も多し。残してほしいという声も多いと聞いています。ですから、なぜこういうふうになったのかかというのが、もう少し伝わるような形の表現にさせていただいたほうが良いのかなと思います。

○田中委員長 そうですね。ありがとうございます。これは、敢えて施設整備とは関係ないのですが、非常に大事なシンボルツリー的なものでもあり、この間の卒業された皆さんの思いもでございます。

3ページの基本理念のところの上から2番目、ただし書きのところです。一応このように非常に大事なものだよという意味合いで書いてはあるんですね。検討の方向性といいますか。

そして、こちらの部分は、本来であれば施設の具体的な整備の仕方を書く項目ですから、それとの整合上かなり具体的に書いていると。この間のお話ですと、校庭の中のイチョウについては、あるいはエンジュについては残して、やはりヒマラヤスギは工事動線から言っても、建てる校舎の位置関係からいっても難しいだろうということから、そうは言っても何か使える形で残して使っていければなというような気持ちで書いたということなのですが、もう少しソフトに書けるかどうかですけれどね。合意としては、一応、これで合意されたのかなと思っているのですが、ヒマラヤスギも残してほしいとなると、工事ができないんですよ。

○宮崎委員 ということなんですよ。

○田中委員長 擁壁もいじらなくてはなりません。

○鵜沼委員 ヒマラヤスギを書く必要があるんですか。

○田中委員長 そこなんですよ。だから敢えてここは事務局としては、ここに設備面ではないのですが、書いたということなんです。それであればここを落としていくというのは一つあるのかなと思うんですね。

3ページのほうには、非常に大事にされたものなのでということで、「改築に際してどうしても支障となる樹木」というのがそのヒマラヤスギというような。

○鵜沼委員 落とすというのは、⑤を落とすんですか。

○田中委員長 違います。ヒマラヤスギのを記述を落とさせていただく。

○鵜沼委員 ヒマラヤスギだけ。

○田中委員長 イチョウとエンジュだけはこのようにしっかりと残していくということ。

○鵜沼委員 イチョウとエンジュだけはきちっと書いて、それが結果残ればいいですし。敢えて書かないほうが。

○田中委員長 そうですね。多分宮崎委員の思いはそういうことでよろしいですかね。

○宮崎委員 本当にいろいろと議論して、いろいろ考えた結果、やはりどうしても難しいというニュアンスが皆さんに伝わるような形でということです。やはり紙というのは一人歩きしてしまいますからね。

○田中委員長 そうですね。ありがとうございます。一つにはそういうヒマラヤスギの名称と後段の記述を少し書かないというのは一つあるかなと思います。ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。どうぞ。

○田村委員 いくつか細かいところなのですが、6ページの1、普通教室についての⑤なのですが、「普通教室は、間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど」と書いてありまして、私はパーテーションみたいなものをイメージしてしまうのですが、オープンにはしないと最初の頃お話があったかなと思うのですが、こんな話でしたっけというのが1つと。

2番の特別教室の③の理科室、音楽室、図画工作室及び家庭科室の倉庫を兼ねた準備室というのは、わざわざ倉庫を兼ねたという一言があるんです。今現在の準備室は倉庫を兼ねるほど広くはないので、準備室が広くなるという想定のもとになるのか。ただ、音楽室なんかは楽器等が入るような倉庫にするには、かなり大きな、わざわざこの倉庫を兼ねたと入れたのは何でかなということと、その下の⑧番の「和室は、日本の伝統を伝えるとともに、地域開放用として設置することが重要である。」この地域開放、確かに、お花とかお茶とかを誠之小で行っているのではという、地域支援ホームにやっているのではというお話が出たと思うのですが、地域開放用として設置することが重要というのは、少し違うかと思ったのと、7ページの3、管理諸室についての③の「校歴室は、貴重な資料を多数に亘り保管しているため、充実を図ることが重要である。」何かほかのところは、結構具体性があるのに、ここだけ具体性がないのは何でかと。充実を図るというのは、もちろんそれはそのままでもいいのですが、どうやってこれは充実を図るのかなと思ってしまったのですが。

○田中委員長 ありがとうございます。では、普通教室の1の⑤については、事務局、説明

をしてください。

○事務局（山崎） 一応、こちらの普通教室は間仕切り壁を云々とあるのですが、教室の形について御議論いただいております。この中ではオープンするのかもしれないのかという話もございました。オープンに、実はこの記述なのですが、小学校の施設整備指針のところですね。教室の空間という項目がございまして、この中で学習区分として有効である、重要であるという記述のところを今回こちらに記載させていただきました。その心といたしましては、議論の中で純粋にオープンではないので、オープンの名残みたいなもので壁が移動したりすることによって教室の多様な活動をすることができるというような意義の中の御発言もございましたので、こういった形で書かせていただきました。ですから、これはあくまでもオープンということで整備するということではなくて、オープンも踏まえた形の整備としてこのようなものが有効なのかなということで書かせていただいたところです。

○鮫島委員 これ全普通教室ですか。

○事務局（山崎） そうです。

○田村委員 書いてあると、そう思ってしまうですね。

○田中委員長 会議録かなにかで確認しましたか。確かオープン教室のような間仕切りはやらないですね。

○西出アドバイザー よろしいですか。

○田中委員長 どうぞ、はい。

○西出アドバイザー たしか私もやらないというふうに聞いています。これは全体的にオープン化を前提とした文科省の記述ですよ。例えば、ここだけではなくて、3ページの改築の基本理念の2の（1）の③の記述では、「多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくり」とあります。これはそもそもオープン化を前提とするような言い回しであり、オープン化を連想させてしまいますよね。

○鶴沼委員 よろしいですか。取りょうなので、議事録上でも多分そうなっていると思うのですが、ここではオープン化はしない方向で、ただし多様性は確保するということの多様性がオープン化につながるようなニュアンスが残っているので、逆にオープン化はしないものというくだりが一つあった上で何かその工夫をするということにしないといけないのかなと思います。会議体の議論の中では、議事録で確認したほうがベターなんだと思いますが、参加されている方、皆さんオープンスクールの位置づけというのは、誠之小学校では採用し

ないほうが望ましいであろうという形で進んできて、ただ、一方で、文科省はそのオープンスクールを前提にはしているものの、多様な教育環境を整備しなさいと言っていることから、オープン化はしないものの、それに準ずるような工夫をできればするというようなことが酌み取れるように整備する必要があるのではないかと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。多様な学習に可能になっていうのは、そこが大事なところだと思いますが、戻って6ページの1の普通教室⑤は、やはり議論の中ではオープン化はしないとされている。

○竹田副委員長 ちなみに六中の報告書については、この中でも見ていただいています、普通教室のオープン化、壁を可動式にすることなど行わないという整備のつけ方をしています。

○鶴沼委員 そうじゃなくて、六中でそうやって書いているにもかかわらず、六中を参考にしてここでオープン化にすると書いてしまうと、六中でやめたけれども、また、オープン化にするというふうに読めちゃうんですよ。

○田中委員長 だからこれまでの議論を踏まえると、適切な書き方は、少なくとも六中に近いような書き方ですね。

○竹田副委員長 今、委員の皆さんの中で、この書き方だとオープン化を連想してしまうという御意見が出ましたので、そうではない形にそこは改めたほうがいいかなと私は思います。

○鶴沼委員 ちょっといいですか。僕何点か気になっているところがありまして、やはり会議体の中で、皆さんが合意形成されたものははっきり書いたほうがいいのかというふうに思っています、やはりそのオープン化はしない方向性がよろしいのではないかなというのを書いたほうがよろしいと思います。それから、西側の門扉の話ですが、これ門扉というのは、アプローチをするための手段であって、西側から今は運営上、アプローチをきちんと確保するということが、先にあって、門扉なのか、塀をつくらなければ、そのまま昇降口になりますし、その辺は、笹沼委員の御指摘にもありますから、今の時点で確定はできませんが、確実にアプローチが、そのアプローチする先には避難所であり、地域開放施設、そういう形にするほうがよろしいかと思います。さらに、その議論の過程の中で、ゆえに、その正門は従前の正門を維持するということもこの部分については、会議体の中でもかなり共通化されたのであれば、そこはきちっと書いてくださったほうがよろしいのかなと思います。ただ、それを書き込むところまでは合意してないとなれば、また落とすこともあるのかもしれない

のですが、記憶で申し訳ないのですが、西からのアプローチはきちっと確保する。そのかわり従前の正門の位置は、学校の歴史もあるので、東側を維持するということを書いてあげたほうが、大事にしていることを前提にプロポーザルの業者さんが公募しやすくなると思います。

○田中委員長 ありがとうございます。

○鶴沼委員 あとこの続きで申し訳ないですが、僕も行政の人間なんでこんなことは言いたくないのですが、何点かあるんですけど、それはここで言ったほうがいいんですかね。

○田中委員長 どうぞ。

○鶴沼委員 いいですか。本当に申し訳ないですが、9ページの給食室の2行目のところで、「児童の食に関する正しい理解を養う上で」というのはわかるのですが、「適切な判断力」まで給食に求めるのはどうなのか。

○事務局（山崎） この部分は学校給食法という法律の第1条にある目的から引用しているところです。

○田中委員長 そうですか。

○事務局（山崎） 学校給食法という法律の上での目的をここで書かせていただいて前提条件とさせていただいたところです。

○田中委員長 ありがとうございます。であれば、何かこう根拠規定を引用してかぎ括弧した方が記述としてわかりやすいですね。

○鶴沼委員 それから、7ページの4の④の一番小さい体育館から、いきなり観覧空間まで引き上げることが本当に可能なのか。できた方がいいかもしれないですが、観覧空間まで引き上げますか。六中にも観覧空間はないです。

○田中委員長 望ましい。いや、そういう御意見があったような気がするんですよね、ギャラリー的なものが。

○鶴沼委員 だとすると、それはキャットウォーク兼観覧にもできるような部分なので、観覧空間というと専用の観覧席。

○田中委員長 通常は、観覧席と言われるものです。椅子席というものではないかもしれませんが。

○鶴沼委員 わかりました。それから、校歴室のところで、多数に亘り保管しているのであれば、充実してしまうと、どんどん増えていってしまうんですね。そのためには、十分なス

ペースを確保し、さらに充実するっていうことで、それはたしか会議体の中でも誠之小は、もう地域にも長く支えられ、たくさんの資料を持っていて、それは通常の学校よりも分量が多いということは、委員の皆様からも御発言があったので、多分その保管しているものが歴史性とか、その辺も少し丁寧に書いたほうがいいのかなということと、ゆえに、その充実するですとか、または単なる一般的な校歴室より広めにとる意思が読み取れるような記述のほうがいいのかなというふうに思いまして、さらにそういった経緯も踏まえて充実を図る。準備をして備えていくということなのかなと私は思いました。

○田村委員 例えば、空調を整備するとか、展示すること、備えつけのものをつくるとか、よくわからないのですが、それは広さももちろんですけど、何を言っているのかなというのがよくわかんないの。

○竹田副委員長 確かにそういう意味では一般的に今充実という言い方をしていますが、今おっしゃったようなものが求められると思います。

○田中委員長 広さなり、そのつくりなりですね。

○鵜沼委員 あと4ページの(3)の⑤のところで、避難所として必要な機能の中に、妊産婦等までここでやればいいですが、全ての小学校がこの先、こういう形でやっていくということになっていたかどうか。障害者、高齢者までは、当然と言えば当然なような気がするのですが、妊産婦の配慮となると、別途その妊産婦避難所等が、女子大学とか協定を結んだりして設置しているものなので、これは少し踏み込みすぎなのではないかなと思います。

○田中委員長 それは確認をします。ありがとうございます。

○鵜沼委員 そのぐらいにします。

○田中委員長 ありがとうございます。先ほど少し議論がありましたが、校歴室のところは、もう少し書き込められたほうが今までの皆さんの御協議が生かせると思いますので、これは加筆を充実させていただきたいと思います。

○小倉委員 ②のPTA室、③の校歴室とありますが、学友会室は全然出てきませんが、どういうことになるのでしょうか。

○鮫島委員 PTA室というのも、本当は任意団体なので、例えば、東京都のだけではないんですよ。東京都だけ公の施設の中に入っていないくて、多分、任意団体に対して一部屋設けるというのは無理なのでは、ここにはかけないと思います。

○田村委員 その話では、会議室として書かれていると。

○鮫島委員 会議室という。

○田村委員 会議室というお名前で作っていただければいいと思いますが。

○中西委員 これはP T A室なども指定あるじゃないですか。これこそ間仕切りの壁をつくって、その移動のできるようにしておいて、用途を広く使えたらいいんじゃないですか。例えば、こじんまりとしたP T Aの会議のときは、小さくてもいいと。だけど大きい会議になったときに。

○鮫島委員 だから、その大きい会議が何なのかということですよね。

○中西委員 それはわからないけれども、間仕切りがせっかく出てきたんだったら、そういうふうに活用できたらいいのではないかなと思うんですね。

○鮫島委員 その間仕切りされる側は、いつも何を使っているところなのか。広げたのは良いけど、小さくなるとこは何なのか。いつも空いているところなのか。

○中西委員 だから、まあそういうふうにしとけば、我々も使うときに人数が増えたときに使えるんじゃないかなと思うんですね。だから、何も常に壁をつくっておくことはなくて、普段はオープンでもいいけれども、そういうのがあってもいいかなと思って。

○田中委員長 ここの部分で何かありますか。

○事務局（山崎） 地域で使える部屋ということで、一定程度考えなければいけないということがございますので、学校の会議室は学校の会議室としてつくり、さらにP T A会議室をつくることによって、その他の利用でも空いていれば可能なものとして使えればということです。ですから、何のためにつくるという話の中ではP T Aが活動するためにつくるものです。常時使っているわけではないので、その辺は学校とうまく協力関係をつくっていただいて、活用いただければよろしいかと思います。

○鮫島委員 文科省でP T A会議室の話が出るんですか。書いてありますか、その指針に。

○事務局（山崎） P T Aとの関係について書いてございます。

○田中委員長 指針にはP T A会議室とは書いてないですよ。六中がそういうふう書いてあったんですね。今後はコミュニティスクールといいますか、制度を容認されていますし、これからの学校は、地域のいろいろな方に支えられていくということで、学校支援地域本部というものをやっていく学校が増えているんです。そういうところでは、P T A会議室を書くかどうかは別にして、地域の方が活動できる会議室は必要になる。

○鮫島委員 そしたら、ちょっとお聞きしますが、都教委に対してP T Aの東京都小学校

P T A協議会というところは、部屋をくれないんですよ、東京都は、都教委はね。それはおかしいじゃないかと。区レベルでは、P T A会議室いいよと言っていて、都レベルであげないというのはおかしいですよ、どう考えても。

東京都の幼・小・中・高は、全部独自で自前でお金を払っているんですから。ほかの東京都以外は全部県庁の中にあったりしているので、全然話題が違いますけど。

○田中委員長 済みません。では、西出先生。

○西出アドバイザー いや、会議室としてつくるのであれば、いろいろ会議のスペースで利用できると思うんですけど、要はP T Aとして何か活動しようというようなものがあるとそれを確認しなきゃいけないのかどうかということだと思うんですけど。

○鮫島委員 だから、ちょっとまたいいですか。P T A会議室の話いただいたので、P T A会議室と地域とは分けなきゃだめだと思うんです。全然性格が違うので、中で保護者が集まってやる会議体と地域のとは全く違うので、それを会議室の流用で対応するところとはちょっと違うかと思います。

○鶴沼委員 今の争点というか、議論の前提になるこの小学校施設整備指針というのをお借りして読むと、P T A活動やボランティア活動の場としてという記述があるのですが、P T A室とは書いてなくて、表題がクラブハウスという表題になっておりまして、保護者や地域住民との連携共同の場というそういったものは整備することは重要である。ただ、P T A専用ですとか、地域専用ということではなく、P T A活動やボランティア活動の場としての利用のみならず、学校教育における利用も考慮しつつ、開校時の活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑に行うようにできるような面積・形状とすることが重要であるということなので、何ともとれるような記述なんです。ですから、逆にP T A室をその単独で設置するというふうに、そこまで踏み込んでしまうと、指針ともずれが生じます。

○田中委員長 そうです。これは鮫島委員のご指摘の通りです。

○鮫島委員 本郷小学校に行ったときびっくりしたんですよ。P T A会議室とちゃんと入っているから、すごいなと思って。

○田中委員長 六中はありますか。

○事務局（山崎） 六中はつくっています。

○鮫島委員 ここは皆勝手に書いてあるけれども、本郷小学校新築のときに、P T A会議室に、もう専用の電話まで入ったから。

○**鵜沼委員** 多分クラブハウスと表記しているというふうに。

○**鮫島委員** この表現では、例えば、次の学校はつけるときに。

○**田中委員長** P T A会議室というのをを使うのは、ふさわしくないのは御指摘のとおりですし、その整備指針の方もそのようには書いてないところが今確認できましたので、P T A活動や地域の皆さんの活動の何らかの会議室ですね。部屋を共有するというようなところで記述を変えたいと思います。

○**中西委員** 六中の追分ホールですか。あれは何に属しているんですか。

○**竹田副委員長** 追分ホールはランチルーム兼学年展開、学年に対してあそこで何かをするようなとき、教室として使えるような形で運用しています。

○**中西委員** 結構広いんだよね。

○**竹田副委員長** そうです。普通教室だと3クラス分ぐらいあります。

○**中西委員** あのぐらいあると良いですね。

○**竹田副委員長** 学年が一堂に会して。

○**中西委員** そうなんですよ。

○**田中委員長** だから、何らかのそういう大きな部屋も用意していくということが一応書かれております。

○**事務局（山崎）** 6ページの2の⑤で、「体育館とは別に、学年が一堂に利用できるランチルームなどの広い教室が重要であり、会議等で利用できる多目的室とすることが望ましい」ということで、これがまさしく今御指摘いただいた第六中学校の追分ホールを想定したようなものとして書かせていただいたところです。

○**西出アドバイザー** 今のその体育館とは別に、ランチルームだと、それと8ページの7番の①、これは同じものですか。

○**田中委員長** 実はそうなんだと気づきました。これはダブっております。

○**事務局（山崎）** これは少し違います。教室としての整備と校長先生から空間としての整備が欲しいということで、ホール状のものが欲しいということがございましたので、こういった記述の仕方をさせていただいているところです。

○**田中委員長** これはどうなのかな。同じところですか。

○**竹田副委員長** 中身ですね。別々にそれを2つつくるのか、どうなのか。

○**事務局（山崎）** というニュアンスで書いていますけど。

○**田中委員長** それはそういう意味ではないと思います。1学年の子供たちがどこか一堂に集まれる部屋というのが必要だと聞いたと聞いていますが、それが2つも3つもというようなイメージのことではないですね。

○**鵜沼委員** 余裕があるときにはというお話ですよ。

○**田中委員長** あればですね。全部入るのかっていうお話もありましたし、少しその辺は整理をさせていただきます。ありがとうございます。

大分短い間でしたが、御指摘をいただきまして、改めての整理が必要になってございます。

○**西田委員** もう一ついいですか。

○**田中委員長** どうぞ。

○**西田委員** ここで論議をするものなのか。どこでどういうふうにすればいいのかわからなかったのですが、誠之小学校のその歴史、伝統とかということをそういう風にとするとですね、この樹はもちろん具体的に進めて、結構メモリアルオブジェというのが多くあるんですよ。メモリアルオブジェという言い方が正しいのかどうか分かりませんが、プールのところにもすごい大きな碑が立っていますね。それから、胸像もあります。

○**田中委員長** ありますね。

○**西田委員** それから、いわゆるオブジェですね。玄関に入ったところのすぐのところ、そういうものが結構あるんですよ。その辺の取り扱いというのは、どこでどう話すのか。いわゆる内的な相談の中で済んでしまう話なのか、よくわからないのですが。

○**田中委員長** 何か経緯かなんかはおわかりになるのですか。

○**西田委員** まあ調べていけばどうかなと思いますけど。半端な大きさじゃないんですよ。

○**田中委員長** 今お集まりの各委員の中で何かおわかりの方いらっしゃいますか。

○**竹田副委員長** たしかプールのところとか、昔の臨海学校で事故があったときの碑がありますね。

○**西田委員** そうです、殉職された先生。

○**田中委員長** 残していくことは可能なのでしょうか。

○**竹田副委員長** これから設計していく中で、ここは例えば、どういう建物をつくっていくかといったときに、そこが工事する中でどうしても気をつけなきゃいけないとなるのかどうかと。そこはケース・バイ・ケースで考えていく話で、例えば、可能なものとかであれば、そういうもの引き継げたら引き継いだ方がいいと思います。

○西田委員 位置的には、プールにかかわる水に水難事故に係るものだからそこにあるんだろうけど、残す、残さないを含めてどんなふうに、どこで、どう判断して、あれは触っていくのか。過去の校長先生の胸像の台は2つあって、胸像が残っているのは1つです。

○田中委員長 そうですね。

○西田委員 ごめんなさい。ちょっとここの今話とは違うのかもしれませんが。どこでどう話すものなのか。

○田中委員長 それはすごく大事なことなのですが、整備上なかなか難しいですね。

○西出アドバイザー ここにいらっしゃる方は皆地元の方ですが、設計を頼む方はそういうことを知らないわけですから、実際、その提案をしていただくときには、何かリストみたいなものがあるといいのではないかなと思います。

先ほど校歴室の話がありましたが、これもどういうものがあるのかというものがわかれば、展示を中心にしたらいいいとか、保存が中心になるとか、そういう学校歴史イメージがありますよね。だからどのようなものがあるのかというリストみたいなものをつくった方が良いと思います。

○田中委員長 そうですね。

ここに書く書かないはともかくとして、リストは用意していただくことが必要になってくると思います。どこにあるのかという図面もそうですね。工事に先立ってこういうものはお願いして。それを残す残さないって、この場での議論はちょっとふさわしくはないかなというふうには思うのですが。

○鵜沼委員 多分ありのままに全てというのはなかなか難しいと思います。小倉委員がおっしゃっていただいたような長い歴史の中に、そういったレリーフ、オブジェもあるんだということを、そのイントロダクションのところに入れていただいて、そういったものをなるべく生かすことから、先ほどどうやってっておっしゃっていた、校風ですとか伝統につながるようなものを誘発するような記述を工夫していただくというのが、触れるとすれば良いのではないかと思います。

○田中委員長 触れることは可能だと思うんですね。

○鵜沼委員 その辺りまで入れないと、なかなか具体的なものまでというのは難しいと思います。

○田中委員長 ただ大変でしょうけど、事前にはいろいろと準備をしていただかないといけ

ないけど。ありがとうございます。

そうですね。理念のところは手直しが大分ありますので、あわせてちょっと記述いただいで。

まだ、細かいところはもう1回ご覧になっていただければ出てくる可能性があると思うのですが、今、御協議いただいた中で、なるほどというものとか多々ございますので、これについては早速加筆修正をさせていただくことで次の会の準備をしたいと思います。

ただ、またお帰りになって、お気づきのものもあろうかと思いますが、できれば1週間ぐらいの間に事務局のほうにお寄せいただければありがたいのですが、細かいところでも結構なので、大きなところは今大分出していただいたとっておりますので、1週間ぐらいでよろしいでしょうか。事務局、どうですか。議事録はいつまでですか。

○事務局（山崎） 3月6日ということで御案内しています。

○田中委員長 では、議事録も3月6日の金曜日ということで御案内しておりますので、細かいところでも結構でございますので、3月6日の金曜日までに協議していただければと思います。よろしいでしょうか。

一応、今回の素案がこのように御協議いただきましたが、次回は訂正をして、案という形で御確認をいただくという流れになろうかと思います。予定されているのは、もう1回ということになってしまいますが、その辺は、できるだけ丁寧に手直しをして、臨めればなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

本日は以上になりますが、事務局から何かありますか。

○事務局（吉谷） 次回の日程につきまして、3月下旬を予定しております。木曜日といいますと、3月26日はいかがでしょうか。

○田中委員長 よろしいですか、26日で。

○事務局（吉谷） では次回は、3月26日の木曜日ということで、時間は6時半から、この場所で開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中委員長 ありがとうございます。

では、いろいろ御意見いただきましたので、その辺は事務局で整理させていただきます。

では、以上をもちまして、第5回誠之小学校改築基本構想検討委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。